

介護・福祉人材確保緊急支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、介護・福祉人材の緊急的な確保および福祉職場への定着を促進するため、次条に規定する事業を行うのに要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下規則という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金対象事業)

第2条 この補助金は、令和6年4月1日付け滋医福第1397号滋賀県健康医療福祉部長通知の「介護・福祉人材確保緊急支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、介護・福祉サービスの増進に寄与する取組を行う団体等のうち別紙1に掲げる資格要件を満たしている者が実施する事業に要する経費を交付の対象とする。

(補助額)

第3条 この補助金の交付額は、別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じた額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第4条 規則第3条に規定する補助金交付申請は、別記様式第1号により別に定める日までに知事に提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付条件)

第5条 規則第5条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (3) 補助金と事業に係る予算および決算との関係を明らかにした別紙による調書を作成し、事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え当該収入および支出について証拠書類を整備し、かつ当該帳簿および証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(変更交付申請)

第6条 補助事業者は、補助事業の重要な内容を変更しようとするときは、補助金変更交付申請書（別記様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業実績報告)

第7条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告は、別記様式第3号に関係書類を添えて、事業完了後30日以内に知事に提出するものとする。

2 第4条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(標準事務処理期間)

第8条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、第4条の規定による申請があつた日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があつたときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第6条の規定による実績報告があつた日から起算して30日以内に行うものとする。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第10条 補助事業者は、第4条の規定に基づく交付の申請、第5条の規定に基づく申請および報告、第6条の規定に基づく計画変更の申請、第7条の規定に基づく実績報告または第9条の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額の報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第11条 知事は、規則またはこの要綱に定めるほか、この補助金の交付にあたり必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の補助金に適用する。

付 則

この要綱は、平成27年7月16日から施行し、平成27年度分の補助金に適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金に適用する。

付 則

この要綱は、平成28年7月26日から施行し、平成28年度分の補助金に適用する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度分の補助金に適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の補助金に適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の補助金に適用する。

付 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

別紙1

(資格要件)

- 1　自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2　1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人でないこと。

別表

1 事業名	2 助成基準額	3 助成対象経費	4 補助率
市町介護・福祉人材確保定着支援事業	<p>(1) 実施要綱(1)(イ)(c)の事業を含まない場合または負担金のみの場合は、500千円。</p> <p>(2) 実施要綱3(1)(イ)(c)の事業を実施する場合は、900千円。(以下(3)に該当しない場合)</p> <p>(3) 実施要綱3(1)(イ)(c)の事業を2回以上実施する場合は、1,300千円(ただし、2回以上のうち、少なくとも2回は入門講座までを実施していること)。</p>	実施要綱3(1)の事業の実施に要する報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費)、使用料及び賃借料、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、負担金	10/10
介護福祉士養成機能強化等事業	1,950千円	実施要綱3(2)の事業の実施に要する報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費)、使用料及び賃借料、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料	2/3